

# 子育て支援センター 支援センターで ホッと一息つきませんか？

問い合わせ ● 桜ヶ丘子育て支援センター ☎ 574 - 8002 ● 豊里子育て支援センター ☎ 587 - 1170  
● 藤沢子育て支援センター ☎ 551 - 5055 ● おかべ子育て支援センター ☎ 585 - 4101

○以下の事業は予約制です 1月20日(火)午前9時から電話でお申し込みください

受け付け	事業名	内 容	会 場 ・ 日 時	対 象	募集人員	参加料
桜ヶ丘子育て支援センター	わくわく教室	親子でたっぷりスキンシップを取って遊べるひとときです	桜ヶ丘子育て支援センター 2月4日(水)・18日(水) 2月25日(水) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳半以上児 お誕生日の子のみ	各 日 先着20組	無料
	おはなし教室	豊かな心をほぐす絵本の読み聞かせです	桜ヶ丘子育て支援センター 2月6日(金)・20日(金) 2月13日(金)・27日(金) いずれも午前10時30分～11時30分	1歳半未満児 1歳半以上児	※1組1回のみ	
	スマイルパパ	パパと一緒にダイナミックに遊ぼう！	桜ヶ丘子育て支援センター 2月14日(土)午前10時30分～11時30分	平成18年4月～19年3月生まれのお子さんとパパ	先着30組	
おかべ子育て支援センター	給食体験	給食を食べながら栄養士が食事や栄養について相談に応じます	おかべ子育て支援センター 2月3日(火)午前11時～正午	離乳食を終了している未就学児と保護者	先着7組	親300円 子250円
	ヨガ教室	ヨガで子育ての疲れをリフレッシュしませんか？	おかべ子育て支援センター 2月21日(土)午前10時30分～11時30分	幼稚園や保育園に通っていない未就学児の保護者	先着20人	無料

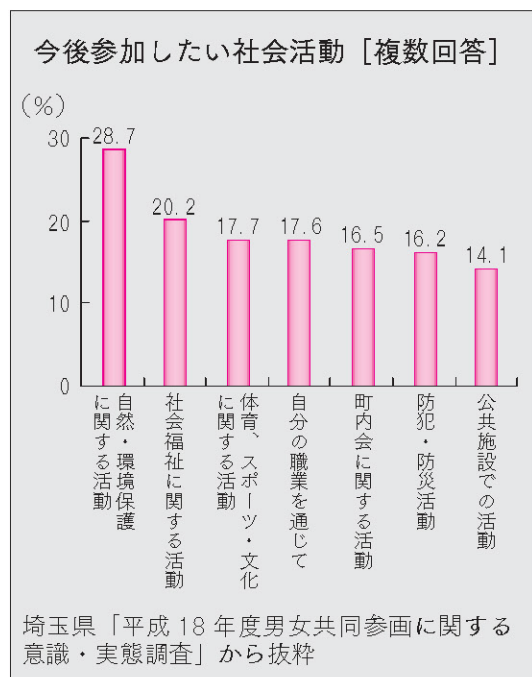
※子育て支援センターは、日・月曜日、祝日はお休みです。  
※その他の事業については、市ホームページ（<http://www.city.fukaya.saitama.jp/>）・市モバイルサイト（<http://mobile.city.fukaya.saitama.jp/>）をご覧ください。

## だんだん徐々に 男女共同参画 地域社会で活動したい男性のかたへ

近ごろのニュースで、「料理をする男性の割合が8割を超えた」との民間の調査結果が報じられていました。「妻や家族、恋人を喜ばせたいから」との理由が最も多いそうで、「家事は女性」という意識から、男性も「パートナーを思いやり、助け合っていこう」とする意識に変わってきているを感じさせます。

ところで、家事の分野での男女共同参画が進んでいる今日、地域での社会活動への参画について男性の意識はどのようになっているのでしょうか。県の男女共同参画意識調査では、「今後参加したい社会活動」について聴いています。

グラフの結果から、「自然・環境保護」や「社会福祉」など社会的な課題、「防犯・防災」や「町内会」など地域的な活動に広く関心を持ち、自らその活動に参加し、地域社会の問題解決に貢献していこうという意欲が強いことがうかがえます。男性も女性も社会活動に加わり、共に支え合いながら活動していくことが必要です。



男女共同参画に関するお問い合わせは、  
L・フォルテ（人権政策課男女共同参画係・☎573-4761・火曜日休館）へ

※平成20年度時点の情報です。最新情報は市HPで確認してください。

# 新1年生に入学通知を送付します



小・中学校の指定学校変更について

教育委員会では、小・中学校ごとの通学区域により就学すべき学校を指定し、新1年生に入学通知を送付します。

1月15日(木)発送予定となっていますが、届かない場合はご連絡ください（1月1日現在、深谷市に住民票のあるかた）。

なお、新1年生に限らず、特別な事情により下表の各要件に該当する場合は、保護者の申請により指定学校の変更をすることができます。

指定学校の変更を希望される場合は、申立書に必要な書類を添えて申請してください。

- 申請期間など
- ①新1年生⇒1月30日(金)まで（入学通知をお持ちください）
- ②新1年生以外で学年当初から変更を希望する場合⇒2月27日(金)まで
- ③その他⇒随時（変更の事由が生じ次第速やかに）
- 問い合わせ 学校教育課（☎572-9578）へ

区分	要件の内容	指定学校の変更に就学する学校	指定学校の変更の期間
身体的理由	病弱、身体の障害など 通院治療を要するなどの場合※1	教育委員会が適当と認めた学校	教育委員会が必要と認める期間
居住理由	年度途中の転居	最終学年である場合 最終学年以外である場合	卒業までの期間 当該学期の終了までの期間
	一時転居	自然災害などにより一時転居をする場合 住宅の改築などのため一時転居をする場合※2	従前から通学していた学校 元の居住地に転居するまでの期間
	事前転居	住宅の購入などに際し、融資を受ける条件として住宅完成の前に当該住宅の所在地に住民票を移した場合※2	元居住地に転居するまでの期間 実際に転居するまでの期間
	事前就学	おおむね3か月以内に住居の新築、購入などにより転居が確定している場合※2	転居予定地を学区とする学校 転居の日までの期間
教育的配慮	特別支援学級未設置	指定学校に特別支援学級がない場合	特別支援学級が設置されるまでの期間
	精神的な理由	いじめ、不登校など特別な事情により、転校または指定学校への就学が児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校 教育委員会が必要と認める期間
	学校行事	転居後、おおむね1か月以内に実施される学校行事に参加する場合	従前から通学していた学校 教育委員会が必要と認める期間
	部活動	指定学校（中学校に限る）に希望する部活動がない場合	学区の隣接する中学校（隣接校にもない場合は直近の学区の学校） 卒業までの期間、または当該部活動が設置されるまでの期間
家庭理由	日本語適応指導	指定学校では日本語適応指導ができない場合	教育委員会が適当と認めた学校 教育委員会が必要と認める期間
	勤務などの事情	保護者の勤務形態や疾病などのため留守家庭となり、帰宅後の児童・生徒を保護監督する者が不在の場合	下校後の児童・生徒を保護する場所に近接する学校 理由が解消するまでの期間
	社会的配慮	債権の取り立て、家庭不和など特別な理由から一時的に住民登録をしていない場合	居所を学区とする学校 理由が解消するまでの期間
その他	兄弟姉妹関係	指定学校の変更を認められた兄弟が通学している学校に就学する場合	兄弟が通学している学校 兄弟が卒業するまでの期間
	通学の安全性	交通量が多く危険な道路などを回避させること、または指定学校より近い距離にある学校に就学することにより、通学の安全が確保されると認められる場合	学区の隣接する学校 卒業するまでの期間
	その他やむを得ない事情	その他やむを得ない事情があると認められる場合	教育委員会が適当と認めた学校 教育委員会が必要と認める期間

※1 申請時に「医師の診断書など疾病状況が確認できる書類」が必要 ※2 申請時に「建築請負契約書など事実が確認できる書類」が必要